

～ 次世代に継承する環境適合型社会の実現をめざして ～

# 兵庫県の環境の保全と創造にご協力を！

公益財団法人ひょうご環境創造協会は、兵庫県の環境の保全と創造に資するため、県民、NGO・NPO、事業者、行政とともに、次世代に継承する「環境適合型社会」の実現に向け、さまざまな事業を展開しています。

「環境を良くしたい」「温暖化を防止したい」「多様な生き物を守りたい」という思いがあっても、忙しい、どのように取り組んだらいいかわからない、と思いませんか？

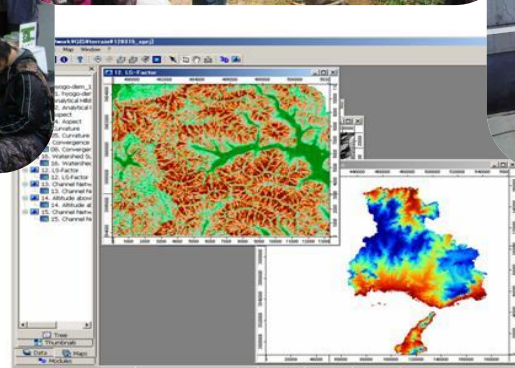
当協会では、皆さんの思いを実現していただくため、寄附金の募集を広く行っております。いただいた寄附金は、県内の環境保全創造活動の取り組みに有効に活用し、兵庫県の環境の保全と創造に役立てさせていただきますので、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。



小型家電の回収



自然観察会の開催



自然環境情報の解析・評価



PM2.5 濃度監視



公益財団法人 ひょうご環境創造協会  
Hyogo Environmental Advancement Association

## ご寄附について

### 寄附金の活用方法

下記の取り組みなど、環境保全活動に活用させていただきます。（一例）

- ・ 家庭や事業者における省エネや、再生可能エネルギーの導入促進に係る事業
- ・ さまざまな生き物が生息する自然環境の保全や再生事業
- ・ 環境問題に対する関心を高め、必要な知識や技術を深めるための環境学習・教育に係る事業
- ・ ごみの減量化、再利用、再資源化を促進するための3R推進事業
- ・ 県民の安全と安心を守るため、多様化する環境問題に関する調査研究事業 等

### 寄附の方法

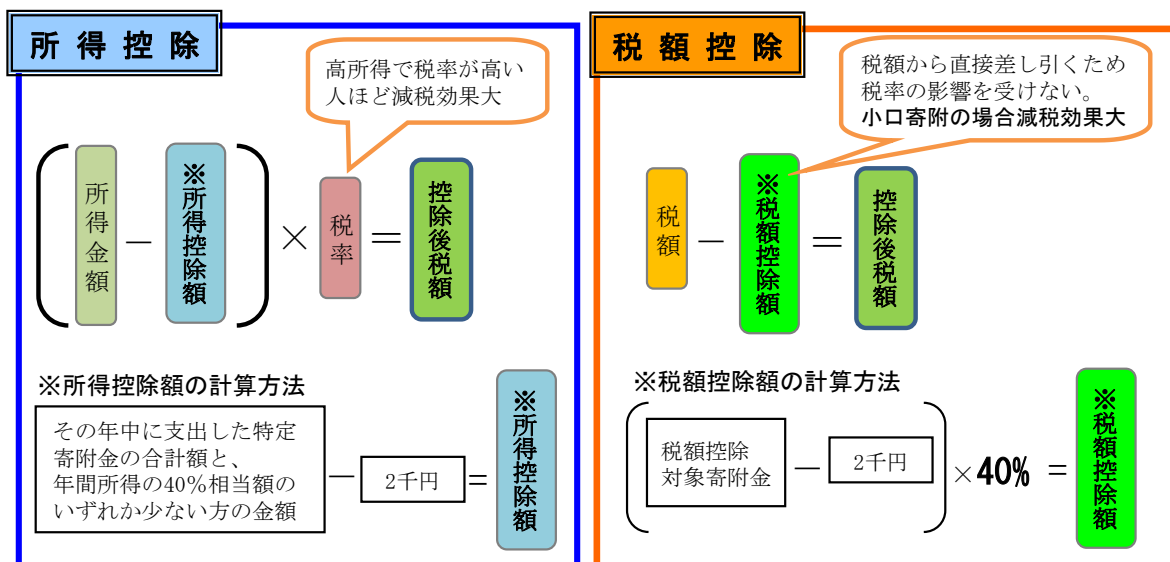
下記、経営企画部総務企画課（078-735-2737）までご連絡下さい。

寄附の方法についてご案内させていただきます。

## 寄附金の税額控除について

当協会への寄附（※）については、税額控除制度の適用を受けることができます。

1 個人の場合 所得控除か税額控除のいずれかを受けることができます。



2 法人の場合 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。損金算入限度額（次の①および②の合計額を限度として損金算入されます）

- ① 特定公益増進法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額  
(所得金額の 6.25% + 資本金等の額の 0.375%)  $\times 1/2$
- ② 一般寄附金に係る損金算入限度額  
(所得金額の 2.5% + 資本金等の額の 0.25%)  $\times 1/4$

#### 【控除制度を受けるためには】

寄附された方には、「領収書」と「税額控除に係る証明書」をお送りいたします。確定申告の際に、この証明書を添付すると寄附金控除を受けることができます。

※（公財）ひょうご環境創造協会の会費は、会員特典があり税額控除制度の対象外となります。

お問い合わせ  
お申込み

公益財団法人ひょうご環境創造協会 経営企画部総務企画課  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-31  
電話 078-735-2737 F A X 078-735-2292